

## 消火器の破裂事故に注意してください！

令和3年5月、兵庫県姫路市において火災の際に使用した点検未実施の消火器（1989年製造）が破裂し、消火を行っていた従業員が負傷する事故が発生しました。

また、昨年3月、愛知県名古屋市においても、消火を行っていた従業員が消火器の破裂により負傷する事故が発生しています。

消防法令により設置が義務付けられている事業所の消火器で、製造年から10年が経過したもの又は本体容器に腐食等が認められたものについては、容器の耐圧試験を実施しなければなりません。

点検をしていない消火器は、火災時にその機能が有効に発揮できないおそれがあることはもとより、破裂等重大な事故につながるおそれが高まることから、定期的に点検を実施してください。

### なぜ消火器が破裂するのか

消火器の構造は【蓄圧式】と【加圧式】の2種類があります。

蓄圧式消火器は、本体容器内に消火剤とガスを封入しているもので、常に容器内に圧力がかかっています。原則として圧力計がある構造で、この圧力計で容易にガスの圧力が確認できます。

加圧式はレバーを握ることにより内蔵されている加圧用ポンベの封板を破り、本体容器内部にガスが放出される構造です。特に経年劣化している加圧式消火器は腐食や変形があると、内蔵された加圧用ポンベから瞬間的に高圧のガスが噴出され老朽化した本体が急激な圧力に耐えられなくなり**破裂**してしまうおそれがあります。



異常が認められた消火器や不要になった消火器の点検や処分については、購入したお店、消火器メーカー又は、消防設備業者などにお問い合わせください。

消防署では不要になった消火器の回収は行っておりません